

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
高知短期大学学則の一部を改正する規則	1
告示	
字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営流通課)	3
都市計画の変更(2件) (都市計画課)	3
県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部完了 (下水道課)	3
高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定 (海岸課)	3
公告	
土地改良区の役員の就退任 (耕地課)	4
換地処分公告 ( " )	4
市町村営土地改良事業の施行の同意 ( " )	4
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
宅地建物取引業法による公開の聴聞の実施 (住宅企画課)	4
高知県企業局告示	
平成18年から平成20年までに高知県企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格	4
高知県教育長公告	
平成18年度高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査の実施 11・14掲示	4
高知県警察本部公告	
自動車保管場所調査業務に係る一般競争入札参加者の事前説明会の開催 (警察本部交通規制課)	6
-----	
規 則	
-----	
高知短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年11月22日	
高知県知事 橋本 大二郎	
高知県規則第158号	

高知短期大学学則の一部を改正する規則  
高知短期大学学則(昭和31年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。  
第14条第2号の表中

「 法学特殊講義 4  
法学特殊講義 4 」を

「 法学特殊講義 2  
法学特殊講義 2  
法学特殊講義 2  
法学特殊講義 2 」に改める。

第39条の表中

「 税務会計論 4 」を

「 税務会計論 2  
法人税法 2 」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 告 示

高知県告示第764号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土佐清水市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番 区 域	大 字	字
加久見	ムカセ谷	104の2、105の1、105の2、106、107の一部、108の一部、109の2の一部	加久見	小 川
	下新改	145の一部、146から149まで、151の一部、152の2の一部、154の一部		下藍尻

窪新改	158の一部、159の1の一部、160の1、161の一部
中野丸	398の一部、399の一部、400の一部、401のイの一部、402の口の一部
堀 本	442の一部、443、444のイ、444の口の一部、451の一部、452の一部、453から455まで、456の一部、458のイ、458の口、459のイ、459の口
下蛙田	493、494の2、495の3、495の4、496、497の2、516の一部、517、518の一部
兜木丸	528の一部、529の一部、530の一部、531、532の1、532の2、533から535まで、536のイ、536の口、537、538の口の一部、539の一部、550のイの一部、550の口の一部、551の一部、552のイの一部、552の口の一部、553のイの一部、554のイの一部、555の一部、556の一部
堀 本	437の1の一部、438の1の一部、439のイの一部、439の2の一部、440の一部、442の一部

下新改
上蛙田
中野丸

上蛙田	476の一部
堀 本	456の一部
兜木丸	539の一部、549の一部、550のイの一部、550の口の一部、551の一部、552のイの一部、552の口の一部、553のイの一部、553の口、554のイの一部、554の口、555の一部、556の一部、557、558の一部
	526、527のイ、527の口、528の一部、529の一部、530の一部、538のイ、538の口の一部、539の一部、540のイの一部、540の口の一部、541の一部、542、543の一部、544の1、544の2、545のイ、545の口、546のイの一部
三反切	646のイの一部、649の一部、650の1の一部、650の2、651のイの一部、651の口の一部
寶ノ下	662の一部、663の一部、664の一部、665、666のイ、666の3、667の一部、668の口の一部、669の2、669の3の一部
兜木丸	558の一部
大 門	559の一部、560の口

大 門

下蛙田

堀 本

	の一部、561の1の一部
	564の1、565の1、565の2の一部、566の一部、567、568、569のイ、569の口、570、571、572の1、573の1
三反切	641のイの一部、641の口の一部、642のイ、642の口、643、644、645のイ、645の口、646のイの一部、646の口、647のイの一部、648の1の一部、649の一部
清水湧	574の1、575の1、576のイ、576の口、577のイ、577の口、578、579、580のイの一部、580の口の一部、603の一部、604、605の1、606の1、607の1、608、609の一部、610の1の一部、612の一部、613の1の一部、614の2の一部
	580のイの一部、580の口の一部、581のイ、581の口、582のイ、582の口、583、584のイの一部、584の2の一部、588の一部、589の一部
島ノ西	729の2の一部、730の1の一部、731の1の一部、732、733、734のイ、734の口、735、736、737の7

兜木丸

三反切

三反切	648の1の一部、649の一部、650の1の一部、651のイの一部、651の口の一部、652の1、652の2、653のイ、653の口、654、655のイ、655の口、656の1、657のイの一部、657の口の一部、658の一部
大 田	702の1の一部、702の2の一部、703、704、705のイ、705の口、706の一部、707の1の一部、707の口の一部、708の1の一部
三反切	657のイの一部
寶ノ下	701の一部
三反切	657のイの一部、660のイの一部、660の口の一部、661の1の一部
大 田	708の1の一部、712の2の一部
	710に隣接する水路及び地先の道路である市有地の全部、715の2、716から718まで
島ノ西	719から721まで、722の3の一部、722の4、723、724の1の一部、724の2、725、726の1、731の2の一部、738の

寶ノ下

大 田

島ノ西

上茶ヶ  
左古

<p>一部、738の3の一部、739の1、739の2、743の3の一部、743の4の一部</p>			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1130のイの一部、</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1130の2の一部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1130のイの一部、					1130の2の一部				<p>り次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 平成17年11月22日 高知県知事 橋本 大二郎</p>
	1130のイの一部、													
	1130の2の一部													
<p>砂 間 824の2、825の一部</p>			<p>備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含むものとする。 高知県告示第765号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。 平成17年11月22日 高知県知事 橋本 大二郎</p>	<p>1 都市計画の種類 土佐都市計画道路(3・2・5号土佐中央線) 2 都市計画を変更する土地の区域 追加する部分 土佐市高岡町字嶋ノ前及び淵岩の各一部 同市蓮池字江渡屋舗、内淵岩、土矢倉及び興七川の各一部 変更する部分 土佐市中島字東土居地先、西土居地先、東土居、西土居、柳ヶ内、南是吉及び是吉の各一部 同市高岡町字中島大境、東新畠、東龍雲、中龍雲、西鶴若、亦四郎畑、東出来地、西出来地、芝、東芝、西芝、北芝、二ガキ、砂畑、東笠木、角力場、蔭津、東京間、京間前、南京間、京間、北京間、摺木、西ノ裏、北摺木、白石、白石土居、野田南ノ丁、光長、岡ノ下、岡、天神、三島、廿日田、御所ノ内、島ノ後及び藤並の各一部 同市蓮池字本ノ丸、若宮ノ前、西門、島ノ前、西ノ麓、池ノ尻、水押、渡シ上り、島畠、大野城、竹ノ下及び舟底の各一部 削除する部分 土佐市高岡町字上川壙、島ノ前及び淵岩の各一部 同市蓮池字江戸屋敷、内淵岩及び西ノ島の各一部</p>										
<p>島ノ西 722の1、722の2、722の3の一部、738の2、738の3の一部、738の4、741、742、743の1、743の2、743の3の一部、744の1、744の2、745、747の1、748の6、748の10</p>		<p>汐 入</p>	<p>1 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示 平成17年9月高知県告示第631号 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ南国店 南国市大埔字樋掛甲2531ほか 3 意見の概要 生活環境に与える影響は、ほとんどなし。 高知県告示第766号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 平成17年11月22日 高知県知事 橋本 大二郎</p>	<p>3 縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び土佐市役所 高知県告示第768号 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定に基づき県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部を完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。 平成17年11月22日 高知県知事 橋本 大二郎</p>										
<p>下茶ヶ左古 787の1、788の1、788の3、788の4、789、790の2から790の4まで、791、793の3、793の4、793の5の一部、793の6、793の7、793の8の一部、795の3、795の4の一部、795の5、795の6、795の7の一部、796から799まで、800の2から800の4まで、801から803まで、805、807、808の1の一部、808の2の一部、808の3から808の7まで</p>			<p>1 都市計画の種類 高知広域都市計画道路(3・2・4号能茶山春野線) 2 都市計画を変更する土地の区域 追加する部分 吾川郡春野町森山字川久保前の一部 変更する部分 吾川郡春野町弘岡上字才川岸森山境、羽根及び才川岸の各一部 同町森山字渡り上り及び西川岸の各一部 削除する部分 吾川郡春野町弘岡上字小久保前の一部 3 縦覧場所 高知県土木部都市計画課及び春野町役場 高知県告示第767号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によ</p>	<p>1 公共下水道の名称 梶原町特定環境保全公共下水道 2 工事の内容及び工事の区域又は区間 (1) 幹線管渠 高岡郡梶原町飯母3043番地先から梶原1417番3地先まで (2) 終末処理場 高岡郡梶原町飯母3043番、3044番1から3044番3まで、3045番、3046番及び3047番1 3 工事の完了の日 平成17年11月28日 高知県告示第769号</p>										
<p>上茶ヶ左古 810の1の一部、810の2から810の4まで、810の5の一部、810の8</p>														
<p>810の1の一部、811の1の一部</p>		<p>下茶ヶ左古</p>												
<p>柿 木 1129のイ、1129の2、</p>		<p>口馬路</p>												

高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により次のとおり指定管理者として指定したので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施設の名称  
高知県立手結港海岸緑地公園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
香美郡夜須町千切537番地90  
株式会社ヤ・シィ
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	北村 宗繼	香美郡土佐山田町宮ノ口	515
"	松岡 政博	" "	528
"	濱田 一彦	" "	782
"	吉本 修一	" "	674 - 2
"	尾立 誠	" "	266 - 2
"	山崎 一	" "	590 - 1
"	川上 實好	" " 神母ノ木	442
監事	山崎 亮介	" " 宮ノ口	589
"	濱田 和代	" "	516
(就任)			
理事	北村 宗繼	香美郡土佐山田町宮ノ口	515
"	大岸 速雄	" " "	562 - 口
"	大岸 信一	" " "	642 - 9・643 - 口
"	大岸 健一郎	" " 神母ノ木	438 - 6
"	松岡 由喜	" " 宮ノ口	392 - 8
"	尾立 年夫	" " "	534
"	大岸 高晴	" " "	697 - 7
監事	大岸 隆俊	高知市介良	乙3260 - 18
"	和田 明子	香美郡土佐山田町岩積	324 - 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る加久見地区（加久見換地区）の換地処分を平成17年11月4日に行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、大正町で行う土地改良事業（森ヶ内地区区画整理）の施行について平成17年11月10日に同意した。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成17年9月22日 17高都計第302号	南国市岡豊町笠ノ川 字両城910、911 - 3	高知市北竹島町 367 - 14 谷内 佐世
平成17年9月26日 17高都計第310号	香美郡土佐山田町字 宗目殿丸427 - 1、 428 - 1、428 - 2、 428 - 3、428 - 4	香美郡土佐山田町 470 野村 眞一

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成17年11月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 聴聞の期日  
平成17年11月30日午前10時から
- 2 聴聞の場所  
高知市丸ノ内二丁目1 - 9  
高知県職員能力開発センター203会議室
- 3 聴聞を受ける者

- (1) 商号 有限会社さくらハウス
- (2) 代表者氏名 取締役 西森 伸樹
- (3) 主たる事務所 高知市秦南町一丁目144番地1
- (4) 免許証番号 高知県知事(1)第2437号
- (5) 免許年月日 平成12年12月19日

企業局告示

高知県企業局告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成18年1月1日から平成20年12月31日までの間に高知県企業局が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について次のとおり定める。

平成17年11月22日

高知県企業局長 豊島 知章

平成17年8月高知県告示第584号（平成18年から平成20年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）により競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定された者

教育長公告

平成18年度高知県公立学校教員採用候補者特別選考審査を次のとおり行う。

平成17年11月14日（掲示済）

高知県教育長 大崎 博澄

- 1 趣旨  
この特別選考審査は、高知県立高等学校の「看護」の教科を担当する教諭及び高知県公立小学校・中学校栄養教諭として、平成18年4月1日付けの採用予定者を選考するための資料を充足することを目的に実施する。
- 2 審査の対象となる職、教科及び採用予定数

職	教科	採用予定数
高等学校教諭	看護	1名程度
小学校・中学校栄養教諭		数名程度

- 注 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師とする。以下、該当者は、「教諭」を「講師」と読み替えるものとする。
- 2 採用予定数は、現時点で見込まれる退職者数等をもち

とに記載している。

3 受審資格

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者

(1) 次のア及びイに掲げる受審する職の区分に応じ、それぞれア及びイに定める免許状を有する者又は平成18年3月31日までに取得見込みの者

ア 高等学校教諭「看護」

高等学校教諭「看護」の普通免許状。ただし、高等学校教諭「看護」の普通免許状を有していなくても、次のいずれかに該当する者は、受審することができる。

(ア) 看護師、保健師又は助産師のいずれか1以上の免許を有するとともに、養護教諭普通免許状等(「看護」以外の高等学校教諭の普通免許状を含む。)を有する者で、かつ、病院等における職務経験が通算3年以上ある者

(イ) 看護師、保健師又は助産師のいずれか1以上の免許を有し、病院等における職務経験が通算5年以上ある者

なお、(ア)又は(イ)に該当する者が高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載された場合は、採用されるまでの間に教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項の規定による教育職員検定に合格し、特別免許状の交付を受けることが必要となる。

イ 小学校・中学校栄養教諭  
栄養教諭の普通免許状

(2) 次のア及びイに掲げる受審する職の区分に応じ、それぞれア及びイに定める日以降に生まれた者

ア 高等学校教諭「看護」  
昭和31年4月2日

イ 小学校・中学校栄養教諭  
昭和41年4月2日

なお、現に高知県公立学校学校栄養職員の職にある者(臨時的任用職員を除く。)は、この限りでない。

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格条項に該当しない者

4 出願の手續

(1) 提出書類

ア 願書

イ 申告書

ウ 受審票(必要事項を記入し、写真をはり付けたもの)

エ 返信用封筒(350円切手をはり、あて先を明記した長形3号(23センチメートル×12センチメートル)の定形封筒)

オ 実績調書(所定用紙とする。)(3 受審資格(1)のアの(ア)又は(イ)に該当する者に限り、提出が必要である。)

(2) 提出書類の受付等

ア 受付期間

平成17年11月28日(月)から同年12月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成17年12月9日の消印のあるものまで受け付ける(平成17年12月9日の消印のものについては、速達便に限り有効とする。)

イ 受付時間

8時30分から17時15分まで

ウ 郵送の場合は、簡易書留郵便とし、封筒の表に「願書在中」と朱書すること。

エ 提出先

郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目7-52  
高知県教育委員会事務局教職員課人事企画担当

オ 受審票の交付

受審票は、アの受付期間の終了後、受審番号を記入して、第1次審査当日に受付において交付する。

5 選考審査

(1) 第1次審査(筆記審査及び面接審査)

ア 期日 平成17年12月18日(日)

イ 会場 高知県教育センター分館(高知市大原町132)

ウ 審査の日程及び内容

審査の区分	審査の時間 (予定)	審査の内容
筆記審査 (教職・一般教養)	8時30分から 9時30分まで	教員として必要な教職教養・一般常識に関するものについて記述式で行う。
筆記審査 (専門教養)	9時40分から 10時40分まで	教科、領域等の専門教養に関するものについて記述式で行う。
面接審査	10時50分から	人物、教養、適性、社会性等について個別面接により行う。

エ 当日準備するもの

筆記用具

なお、願書等を郵送で送付した者は、「書留・配達記録郵便物受領証」を携行すること。

(2) 第2次審査(適性検査及び面接審査)

第2次審査は、第1次審査の合格者についてのみ実施する。

ア 期日 平成18年1月15日(日)

イ 会場 高知県教育センター分館で実施する予定であるが、

詳細については、第1次審査の結果を通知する際に連絡する。

ウ 審査の日程及び内容

審査の区分	審査の時間 (予定)	審査の内容
適性検査	9時から10時まで	職業適性等に関する検査を行う。
面接審査	10時10分から	人物、教養、適性、社会性、専門性等について個別面接(口頭試問を含む。)により行う。

エ 当日準備するもの

受審票、筆記用具及び適性検査用鉛筆(HBのもの)3ないし5本(シャープペンシル及びボールペンは使用しないこと。)

6 特別選考審査結果の通知

(1) 第1次審査結果

受審者全員に平成17年12月26日(月)付け(予定)で文書により通知する。

(2) 高知県公立学校教員採用候補者名簿への登載

第1次審査及び第2次審査の結果をもとに、平成18年度高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載する。

高知県公立学校教員採用候補者名簿への登載の有無は、第2次審査受審者全員に、平成18年2月24日(金)付け(予定)で文書により通知する。

7 特別選考審査結果の情報提供

特別選考審査の受審者は、郵送又は口頭により特別選考審査結果の情報提供を申し出ることができる。

(1) 対象者

第1次審査又は第2次審査の不合格者

(2) 申出期間

第1次審査 審査結果を本人に通知した日の翌日から起算して30日以内(第1次審査の合格者のうち不合格となった者については、第2次審査についての申出期間とする。)

第2次審査 別途通知した日から起算して30日以内

(3) 申出方法

ア 郵送による場合

受審票とともに交付する特別選考審査結果情報提供申出書に必要事項を記入のうえ、430円切手(簡易書留相当分)をはり、あて先を明記した返信用封筒(縦14~23.5センチ

メートル×横9～12センチメートルの定型封筒)とともに、高知県教育委員会事務局教職員課あてに送付すること。

イ 口頭による場合

高知県教育委員会事務局教職員課の窓口で、写真をはり付けた受審票を提示のうえ、情報提供を申し出ること。

なお、申出は、日曜日及び土曜日並びに祝日を除く(2)の申出期間内の9時から17時まで(12時から13時までの時間帯を除く。)の間とする。

8 留意事項

高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者は、別途通知する日までに健康診断書(所定用紙)を提出することが必要である。健康上の理由によりその職に耐えられないと認められる場合は、高知県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者であっても、採用されないことがある。

-----  
警 察 本 部 公 告  
-----

自動車保管場所調査業務に係る一般競争入札に参加する者の事前説明会を次のとおり開催する。

平成17年11月22日

高知県警察本部長 鈴木 基久

1 開催日時

平成17年12月8日(木)午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部庁舎8階801会議室

3 参加者

自動車保管場所調査業務の一般競争入札に参加しようとする者(事業者、法人等にあつては、代表者又はその代理人)

4 参加申込方法

(1) 申込書の用紙

所定の「自動車保管場所調査業務の一般競争入札事前説明会参加申込書」を使用すること。

(2) 申込書の提出期間

平成17年11月22日(火)から同年12月7日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申込書の交付先及び提出先

高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部交通規制課

5 問い合わせ先

高知県警察本部交通規制課  
電話番号088-826-0110(内線5172、5174)